

公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会

令和6年度事業計画

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

基本方針

少子高齢化で人口減少に歯止めがかからない青森県は、高齢化率が既に34.8%に達しており、令和27（2045）年には46.8%になると見込まれている。

全国同様、本県においては、労働力人口が減少の一途を辿り様々な職種で人手不足が深刻化しており、当該人手不足分野で高齢者の就業を促進することが喫緊の課題となっている。

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）による第2次会員100万人達成計画に基づき、本県においても会員拡大を重点課題として取り組んできたところであるが、令和2年4月以降は新型コロナウイルス感染症の影響も受け、シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員数は減少の一途を辿っている。この状況から抜け出すためには、全てのセンター会員が元気なうちはいくつになっても安心して働き続けることができる就業環境の整備が急務となっている。

このような状況下にあって、県内のセンターは、高齢者の多様な就業ニーズに的確に応え、就業等を通じた高齢者の生きがいや居場所づくりの拠点として地域社会に貢献することが必要となっている。

公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）は、県内のセンターと連携し、今年度も引き続き全シ協設定の会員目標数に基づき、会員数を一日も早くコロナ前の水準に回復させることを最優先に掲げ、令和6年度の目標数を6,776人とし、全県において「女性会員の拡大」に重点的に取り組むなど、センター会員の拡大のための支援を行う。

また、当連合会は、国、青森県及び全シ協等関係機関の指導・助言の下、安全・安心なシルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）を確立するため、安全就業対策の取組を強化する他、デジタル化の推進で業務の効率化やセンター会員のデジタルリテラシーの向上に努め、併せて適正就業ガイドラインに沿った業務運営を推進しながら、高齢者活躍人材確保育成事業（青森労働局委託事業）の効果的な実施により、「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」に取り組み、センターにおけるシルバー事業の一層の推進を図ることとする。

I シルバー人材センター事業

1 会員及び就業機会の拡大

青森県内の高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、センター未設置町村を含めて県内全域でシルバー事業を展開し、高齢者が県内いずれの地域でも自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるよう「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」に係る支援・助言、情報提供を行う。

また、県内におけるセンター未設置地域の解消、広域的な仕事の需給調整及び就業開拓等を行う。

- ◇ 令和6年度目標会員数 6,776人
- ◇ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画
 - ・ 計画期間 令和4年10月1日～令和6年9月30日
 - ・ 数値目標 派遣労働会員の女性割合 40%以上
派遣労働会員の平均継続勤務年数 7.1年以上

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 県内各センターと連携の下、「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」のための企画、情報提供等
- (2) 女性活躍推進委員会の開催（2回）
- (3) 「きらり！女性活躍ミーティング」の開催
- (4) 女性会員交流会（仮称）の開催
- (5) 介護施設等における周辺業務の切り出し支援、情報提供等
- (6) 女性会員の入会促進及び就業以外の居場所づくりに係る支援、情報提供等
- (7) 小規模センターに対するスマートフォン等操作説明会の開催
- (8) eスポーツを活用した集いの場づくりの支援、情報提供等
- (9) センター未設置地域の設置促進及び広域的な仕事の需給調整

2 有料の職業紹介

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する県内の高齢者を対象に、実施事業所を通じて有料の職業紹介による就業機会の提供を行うとともに、求人事業所や求職者の広域調整、県内全域の有料職業紹介事業に係る統括管理を行い、法令を遵守した適正な有料職業紹介事業を行う。

3 労働者派遣

労働者派遣事業の実施事業所を通じてセンターの会員を対象に、労働者派遣による就業機会の提供を行うとともに、県内全域の労働者派遣事業に係る統括管理を行い、法令を遵守した適正な労働者派遣事業を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) シルバー派遣事業運営委員会の開催
- (2) 小規模センターに対するシルバー派遣事業の取組支援

4 普及啓発

県内全域で効果的かつ効率的な普及啓発活動を推進するため、普及啓発に係る指導・助言、情報提供を行うとともに、県民、官公庁、事業所への普及啓発、高齢者に対する意識啓発を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」のための啓発・広報活動（リーフレット、ホームページ等）
- (2) 普及啓発月間（10月）の第3水曜日（10月16日）を「シルバーの日」と定め、県内一斉ボランティア活動等の実施
- (3) センター未設置町村等への月刊誌の配布
- (4) Instagram、Facebookの活用（県内センターの情報発信）
- (5) 女性会員活躍事例集の作成・配布

5 安全・適正就業の推進

県内全域で事故のない安全な就業及び法令遵守の適正な就業を徹底し、地域からの信頼を高めるため、安全・適正就業の推進に係る指導・助言、情報提供を行うとともに、研修等を通じてセンター会員の安全意識の高揚を図る。

◇ 令和6年度目標

- ・安全就業 蜂刺され・熱中症予防と転落防止
草刈現場の養生と飛散低減刈刃又は両刃回転式刈払機使用の徹底
- ・適正就業 契約書未作成件数0（ゼロ）

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 安全・適正就業対策推進委員会の開催（2回）
- (2) 安全・適正就業推進強化月間の設定（7月）
- (3) 安全就業推進研修会の開催
- (4) 安全パトロールの実施
- (5) 適正就業推進研修会の開催
- (6) 適正就業ガイドラインに沿った事業運営の推進
- (7) 事故状況の収集とその分析、再発防止のフォローアップ、安全・適正就業に係る情報提供等

6 その他事業を発展・拡充するための指導・助言、情報提供等

地域社会のニーズや制度改正等に的確かつ円滑に対応することができるよう、専門的又は実践的な指導・助言、情報提供を行うとともに、知識・企画力の向上を図るための研修等を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 事業を円滑に推進するための全国・県内の情報提供及び協議等に係る事務局長会議の開催（5月、12月、3月）
- (2) 事業推進に係る専門的知識の向上等を図るための研修会の開催
 - ① 役員及び事務局長研修会（6月）
 - ② 職員研修会（2回）
- (3) 法令遵守の業務運営、会計・事務処理、適正な公益法人運営等に係る個別訪問指導等の実施

II 高齢者活躍人材確保育成事業

労働力人口の減少等により、人手不足が顕在化している分野や現役世代を支える介護や子育て分野での担い手確保が課題となる中、当該分野での高年齢者の就業を推進するため、高年齢者の働く意欲が沸き、かつ、企業に対して高年齢者の活用が積極的になるようなセンターの周知・広報を行う。

併せて、高年齢者の就業意欲や企業等の高年齢者の積極的採用を喚起・促進させるための就業体験を実施するほか、センターでの就業を希望する高年齢者が、センター会員として人手不足分野等で活躍することに興味・自信を持つことができ、修了後、速やかに就業機会が得られる分野における技能講習を実施する。また、職種転換等により就業を希望するセンター会員も参加できるよう技能講習を実施するとともに、就業体験と連動した技能講習を設定するなど、高年齢者の就業意欲の向上を図る。

また、地域におけるセンターの更なる活用促進を目指すため、当連合会を中心とした連絡会議を開催する。

- (1) シルバー人材センターに関する周知・広報
- (2) 技能講習の実施
- (3) 就業体験の実施
- (4) 連絡会議の実施

III 法人管理事業

1 会員の状況

会員の種別	会 員 数	備 考
正 会 員	24 団体	国庫補助対象13団体、国庫補助対象外11団体
一 般 会 員	6 人	五戸町4人、階上町1人、鱒ヶ沢町1人
賛 助 会 員	49 団体	市町村31団体、その他18団体

2 諸会議の開催

当連合会の維持運営及び事業運営の執行に関して必要な会議を次のとおり開催する。

- (1) 定時総会（6月）
- (2) 理事会（6月・12月・3月）
- (3) 三役会議（5月・12月・3月）